

# 相模女子大学高等部 いじめ防止基本方針

2014（平成26）年4月1日制定

2018（平成30）年4月1日改定

2025（令和7年）4月1日改定

## I. いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条1項より

### (2) いじめを防止するための基本的な方向性

- ・いじめは、どの集団でも、どの生徒にも起こりうると想定し、以下の三つの視点をいじめのない学校づくりに向けた指導の基本的な方向性とします。

○いじめの未然防止      ○早期発見      ○早期解決に向けた適切な対処・措置

## 2. 組織の設置及び組織的な取り組み

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・構成メンバーを管理職・生活支援部長・生活支援部担当者・学年主任とします。また、必要に応じて養護教諭・スクールカウンセラーなどの心理や福祉の専門家の参加を求めることができます。

### (2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、学校全体で組織的に取り組みます。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をします。
- ・重大事態の疑いがある事案が生じた場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査・報告を行います。

## 3. いじめ未然防止および早期発見のための取り組み

### (1) 未然防止のために

- ・生徒がルールや規律の意義を理解し、その遵守に主体的に向き合う学校風土づくりをめざします。
- ・自主的かつ主体的な部活動や各委員会活動を通じて、目標に向かって協働する生徒の育成をめざします。
- ・学級活動や授業・その他学習活動全般を通して、望ましい人間関係の構築をめざします。

- ・情報モラル教育を行い、インターネット上のいじめ未然防止に努めます。

(2)早期発見のために

- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努めます。
- ・学校生活アンケートや個人面談等の実施により、生徒が悩みを相談しやすい機会を設け、生徒が抱える問題の実態把握に取り組みます。
- ・学年教員は、科目担当者やカウンセラーとの生徒情報の共有及び学年会・部長主任会・職員会議等での生徒情報の交換をこまめに行い、いじめの早期発見に努めます。

(3)家庭との連携

- ・学校と家庭との連携により、生徒の小さな変化にも気づくことができるよう努めます。

(4)教職員の姿勢

- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意を払います。

4. いじめに対する措置

- ・いじめの発見・相談を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を中心として速やかに対応します。
- ・いじめに関する指導は、生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもとに実施します。
- ・いじめが生徒の生命、身体または財産に重大被害が生じるおそれ、また生じた疑いがある場合は、速やかに神奈川県私学振興課と連携の上、必要に応じて警察・児童相談所等に協力を求め、適切に対応します。
- ・いじめの再発防止に向けて、いじめ防止対策委員会を中心情報共有し、全教職員で対応します。

5. いじめ防止基本方針の見直し

- ・いじめ防止対策委員会は、いじめ防止基本方針が適切なものとなるよう適宜見直しを行い、いじめ防止基本方針を改定した場合は、速やかに全教職員に周知・徹底を図ります。